

令和4年度 大阪市社会福祉審議会総会 会議録

1 開催日時 令和5年3月30日（木） 午後2時00分～3時40分

2 開催場所 大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室

3 出席委員 23名

（来庁）有本委員、石田委員、大橋委員、岡田委員、北委員、櫛田委員、小山委員、白澤委員、武智委員、手嶋委員、中尾委員、中田委員、西村委員、藤井委員、前田委員、森脇委員

（Web）川井委員、佐田委員、永岡委員、早瀬委員、弘川委員、丸山委員、三田委員

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

（定数確認）

本日は、委員総数29名の過半数を超える、今1人遅れられていますので22名の皆様にご出席をいただいております。大阪市社会福祉審議会条例第5条第3項により、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

（出席職員の紹介）

本日出席しております、本市の関係職員につきましては、机の上の名簿（参考資料2）をご覧ください。それでは、会議の開会にあたりまして、福祉局長の坂田からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いします。

坂田福祉局長あいさつ

皆さんこんにちは。大阪市福祉局長の坂田でございます。

本日は年度末の公私、本当に何かとお忙しい中、当審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。皆様方におかれましては、平素から大阪市政各般に渡りまして、また、とりわけ福祉行政に関しまして、ご理解ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。また新型コロナウイルスにつきましても、やっと先行きが見えてきたかなという風に思っておりますが、市民生活への影響が3年間にも及ぶ中で、皆様方の活動につきましても、これまで以上にご苦労いただきながら、活動をすすめてきていただいたかなと思っております。本当に頭が下がる思いでございます。

さて本市におきましては、福祉施策、各分野における基本的な方向性ですとか事業の進め方についてとりまとめております大阪市地域福祉基本計画、大阪市障がい者支援計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしまして、事業の推進を図っているところでございます。これらの計画は策定から2年が経過しようとしているところでございまして、この間さまざまな動きがございます。地域福祉分野におきましては、生活困窮ですとか、社会的孤立、ヤングケアラーの問題などの新しい課題がでてきております。

また高齢福祉分野では、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年問題ですとか、それから団塊ジュニアの世代が65歳以上となる2040年問題。それらの対応が急がれております。障がい福祉分野では、障

がいがある方の地域生活や就労支援の強化等により、障がいのある方が希望する生活を実現するための障害者総合支援法の改正法が昨年 12 月に公布されるなど、取り巻く状況は大きく変化してきているというふうに認識いたしております。

これらの状況を織り込みました、令和 6 年度からの新たな計画策定に向け、各専門分科会等におきましてご審議をお願いしていくということになりますが、現在、計画の基礎とするための、当事者ですとか、関係先への実態調査の結果、これにつきまして、それを踏まえた計画の骨子について、今、ご審議いただいているところでございます。

本日の総会におきましても、各専門分科会でのご審議の結果をご報告申し上げますのでよろしくお願いいたします。

当局では、局の目標といたしまして、誰もが自分らしく安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指しております。そのためにも、この計画に基づき、施策を推進してまいりますので、委員の皆様方のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。本日は限られた時間でございますが、皆様方からの忌憚のないご意見をいただきますことをお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

それでは、以降の進行につきましては、白澤委員長にお願いしたいと存じます。白澤委員長、よろしくお願いいたします。

<議事>

白澤委員長

ただいまご紹介いただきました社会福祉審議会委員長の白澤でございます。本日は多くの皆様方にご参加いただきましてどうもありがとうございます。社会福祉審議会は先程局長からもご説明がございましたように各分科会でご審議いただいていることをご報告いただくことかと考えておりますが、来年度 1 年かけて障がい、高齢、地域の 3 つの計画が揃ってくるという状況でございます。そういう意味では専門分科会の先生方には来年 1 年頑張ってください大阪らしい計画を作っていただいたくという、そういう状況に入っていると思っております。そういう意味では本日は今どこまで計画が進んでいるのか、そこを中心にご説明いただけるのかなと思っております。

ぜひ忌憚のない意見をいただきまして、今回報告いただく内容が素晴らしいものになっていけるようにご意見いただければと思います。

早速ですが、本日の次第に従いまして、議事を進めてまいります。

報告事項の（１）各専門分科会、部会の開催状況及び次期計画の策定について事務局から説明をお願いします。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

それでは、身体障害者福祉専門分科会の開催状況について、松岡課長お願いします。

事務局（松岡福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課長兼発達障がい者支援担当課長）

福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課長兼発達障がい者支援担当課長の松岡でございます。私から、資料１の１ページ目でございます身体障害者福祉専門分科会、第１から第１０審査部会についてご説明いたします。

まず、審査部会の概要でございますが、身体障がい者手帳の交付を希望する障がい者の方から、指定医が作成された診断書・意見書を添付し、申請があった場合には、基本的には各区の保健福祉センターにおいて、国が示す認定基準等に基づき障がい認定を行い、手帳を交付しているところでございます。交付決定を行う際に、基準に該当しない場合や、認定において疑義がある場合は、資料１の表でございます、各障がいに応じ、第１から第１０の各審査部会に諮問し、審査部会での答申を踏まえまして、各区保健福祉センターが等級等を決定し、手帳の交付を行っているところです。

また、各審査部会におきましては、障がい等級等を判定するための診断書・意見書を作成できる指定医師の指定や厚生医療などの公費負担による医療を行う指定自立支援医療機関の指定または取り消しに関する助言・指導等をいただいております。

今年度、令和４年度の開催状況、審査件数につきましては、資料１の表のとおりとなっております。審査件数については今年度２月までで４,４８４件となっております。参考までに申し上げますと、昨年度の令和３年度は２月までで４,６９８件です。昨年度の方が件数が多い理由としては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い令和２年度に再認定の対象であった方が１年間の延長措置となった結果、翌年の令和３年度に申請され、件数が増加したものと考えております。

なお、肢体不自由に係る第１審査部会は、昨年度に引き続き、今年度におきましても月平均１９０件程度となっており、今後もこのような状況が続くかと考えております。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策として、呼吸器機能障がいを扱う第６審査部会などは感染増加の際には、郵送による審議を行っていただくなど、今後も感染状況を鑑みながら適宜対応して参りたいと思っております。

いずれにしましても、引き続き各審査部会の運営につきましては適正に努めてまいりたいと考えております。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

続きまして、「大阪市障がい者支援計画・障がい者福祉計画・障がい児福祉計画」の策定について、八木課長お願いします。

事務局（八木福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

福祉局障がい福祉課長の八木でございます。

私から、次期大阪市障がい者支援計画、障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の策定についてご説明いたします。

資料につきましては、資料１の別紙１をご覧ください。

こちらは、障がい者施策に関する次期計画の方向性を示す資料となります。

まず、左上の枠内でございますが、こちらには現行計画の概要を記載しております。

「第1 総論」の欄でございますが、まずは障がい者施策に関する3つの計画を一体的に策定していることを記載しております。本計画においては、障害者基本法の基本理念にのっとり、3つの基本方針を立て、計画推進のための6つの基本的な方策を示しております。

その下、第2では、障がい者支援計画の第1章から第6章の構成を記載し、その右側、第3では、障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の7つの成果目標と、主な福祉サービスの見込み量を記載しております。

次に、その下、「障がいのある人を取りまく現状とニーズの把握等」では、障がいのある人の生活実態やニーズ等の把握ために障がい者等基礎調査を実施したこと及び手帳をお持ちの方が増加している現状を記載しております。

また、右上の枠内でございますが、次期計画を策定していくにあたっては、国の動向なども重要な要素でございますので、障害者総合支援法の改正や、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律など、新たに施行された法律のこと、また、現在、国において、障がい福祉計画・障がい児福祉計画にかかる国の基本指針の見直し案の検討がなされておりますので、こうした国の動きも踏まえながら次期計画を策定してまいります。

最後に、右下の枠内でございますが、次期計画の策定の方針を記載しております。引き続き3つの計画を一体的に策定することとし、計画期間については、障がい者支援計画は令和11年度まで、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は令和8年度までの3年間として、先ほど説明いたしました点を踏まえて作成してまいります。

なお、計画の策定にあたりましては、大阪市障がい者施策推進協議会においてご審議いただき、一番下に記載の、次期計画策定のスケジュールに沿って、令和6年3月に次期計画を作成する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

では、続きまして、高齢者福祉専門分科会の開催状況と、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について、岸田課長お願いいたします。

事務局（岸田福祉局高齢者施策部高齢福祉課長）

福祉局高齢福祉課長 岸田でございます。

高齢者福祉専門分科会と「第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について、ご説明させていただきます。

資料1の2ページをご覧ください。

高齢者福祉専門分科会では「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を3年ごとに策定するにあたりまして、計画に関する事項や、高齢者施策の推進、介護保険事業の円滑な実施や、認知症施策の推進等に関する事項について、ご審議していただいております。

今年度は令和4年6月9日の高齢者福祉専門分科会において、ご審議いただいた高齢者実態調査等の調査項目に基づきまして、9月～11月にかけてまして高齢者実態調査等を実施しましたので、その調査結果を令和5年3月27日の専門分科会において報告したところでございます。

また、認知症施策部会につきましては、令和4年9月2日と令和5年3月20日の2回開催し、本市の認知症施策に係る取組等について、ご審議いただきました。

令和5年度は、専門分科会及び各部会におきまして、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて、様々な課題について、ご審議いただくこととしております。

続きまして「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定についてでございます。
本市では、住み慣れた地域で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するため、3年を1期として「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者施策を推進しています。

資料1別紙2をご覧ください。

現在の第8期計画が令和5年度までを計画期間としておりますので、令和5年度には令和6年度～8年度を計画期間とした「第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定することとしております。

左側上 第8期計画の概要ですが、第8期計画では、4つの基本方針と、地域包括ケアシステムの推進に向けた5つの重点的な課題の取組のもと、高齢者の将来人口や認知症の人の増加なども見据え、個別具体的な施策を推進しております。

続きまして、その下側、「高齢者の実態把握」でございますが、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定に向けて、今年度に「高齢者実態調査」と「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施したところでございます。

続きまして、右上、計画の策定にあたりまして重要な「国の動向」でございます。昨年12月に国の「社会保障審議会・介護保険部会」におきまして、介護保険制度の見直しに関する意見が出され、令和5年2月には、次期計画における見直しのポイント案が示されましたが、今後も国の動向についてしっかりと注視してまいります。

その下、「次期計画について」でございます。次期計画につきましては、現行計画の進捗や評価、また、高齢者実態調査の調査結果、さらに国の動向の変化、これらを踏まえ策定してまいります。

私からは以上でございます。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

つづきまして、民生委員専門分科会、地域福祉専門分科会の開催状況と「地域福祉基本計画」の策定について、伊藤課長お願いします。

事務局（伊藤福祉局生活福祉部地域福祉課長）

地域福祉課長の伊藤でございます。

私からは、民生委員審査専門分科会 及び 地域福祉専門分科会の開催状況と次期大阪市地域福祉基本計画についてご説明いたします。

資料1の3ページをご覧ください。

大阪市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会は、民生委員の推薦等にかかり、大阪市民生委員推薦会で審議

する民生委員として求められる資質を備えているかについて意見聴取をさせていただくとともに、民生委員に不適格とすべき事由がないかについて調査審議をするものとなっております。

民生委員は、政令指定都市においては、市長の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱しており、その推薦を行うに当たっては、政令指定都市に設置された社会福祉審議会の意見を聴くよう努めるものとされているところ、本市におきましては、欠員補充対応の迅速化・効率化を図る必要があることから、通常の補充委嘱の際には民生委員審査専門分科会への諮問を行わないこととしております。しかしながら、一斉改選に伴う推薦にあたっては、その重要性に鑑みまして、民生委員審査専門分科会の意見を聴取した上で行うことが望ましいため、本分科会を開催しております。

この3年に一回の一斉改選が、ちょうど令和4年度であったということで、令和4年度の開催実績としましては、令和4年9月29日に本分科会を開催したところでございます。

今後の開催予定といたしましては、一斉改選時以外では民生委員の解職の適否の判断を仰ぐ必要が生じた際に開催することとなりますので、現時点では開催時期は未定となっております。

民生委員審査専門分科会の開催状況の説明は以上でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

「地域福祉専門分科会」は、地域福祉に関する事項を調査審議するもので、その下に、「地域福祉基本計画」に関する事項を集中的にご審議いただく「地域福祉基本計画策定・推進部会」を設置しております。

開催状況につきましては、記載のとおり、2月に「計画策定・推進部会」、今月に「地域福祉専門分科会」を開催し、今年度実施いたしました「地域福祉にかかる実態調査」等の結果についてご報告し、第2期の「大阪市地域福祉基本計画」の進捗状況について、指標の数値の推移等をご確認いただいたうえで、第3期となる次期「大阪市地域福祉基本計画」の骨子(案)についてご審議いただいたところです。

資料1の別紙3をご覧ください。

地域福祉専門分科会でご確認いただきました、「次期大阪市地域福祉基本計画の策定について（骨子）」の概要をご説明させていただきます。

まず左上「現行2期計画の概要」をご覧ください。

「大阪市地域福祉基本計画」は、各区の地域福祉を推進する取り組みを、強力に支援するとともに、各区に共通する課題や法・制度等への対応を、市域全体で取り組んでいくために策定するものでございます。

現行の「第2期」地域福祉基本計画につきましては、先ほど説明のありました障がい・高齢の計画と同様に、令和3年度から5年度の3ヵ年を計画期間としております。

また左上の方に表で示しておりますけれども、各区の地域福祉計画との関係については、区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための各区の計画を支援する基礎的計画として、この地域福祉基本計画を策定しております。

また、本計画は、地域という視点から、障がいや高齢の計画をはじめとした保健・福祉の各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別など、特性の違いに関わらず、すべての人の地域生活を支えることをめざすものとしております。

資料の左下「地域福祉の実態把握」につきましては、今年度実施させていただいております「地域福祉にかかる実態調査」等により、実態の把握をしまいたったところでございます。

「実態調査」としては、左下に示しているとおり、一般市民を対象とした「世論調査」、民生委員の地区委員長や地域福祉コーディネーター等を対象とした「地域福祉活動の推進役としての地域住民の調査」、そして区社会福祉協議会や各福祉分野の相談支援機関の職員を対象といたしました「地域福祉活動を支援する福祉専門職に対する調査」の３種類の調査を実施したところでございます。

次に資料の右上でございますけれども、第２期の計画策定以降の地域福祉にかかる「国・社会の動向」としまして、お示しをさせていただいております。まず一番上に「重層的支援体制整備事業の本格実施」と書かせていただいております。

社会福祉法に、市町村の努力義務として定められております「包括的支援体制の整備」にかかる手法の一つといたしまして、包括的な相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する枠組みといたしまして令和３年４月より「重層的支援体制整備事業」が法施行されています。

任意事業ということで、令和４年度では全国で１３４の市区町村が実施しており、５年度では１８９の自治体で実施予定と聞いております。

次に、「新型コロナウイルス感染症の拡大・蔓延」でございます。

これにより、生活福祉資金の貸付や住居確保給付金の支給が増加するなど、生活困窮が顕在化したことのほか、自立支援金の申請や相談を通じて、外国人住民や若年層の方などこれまで要支援者として顕れてこなかった層が顕在化してきていると考えております。また、コロナ禍による社会活動全般の低下や、つながりの希薄化により、孤独・孤立が浮き彫りになってきており、現在、孤独・孤立対策推進法案が国会に提出されているところでございますが、すでに国によりさまざまな取組がされているところでございます。

また本市の地域福祉基本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する市町村計画」を兼ねており、国の第２期計画にも対応してまいります。

また新たな課題として項目名のみ挙げていますが、ヤングケアラー支援、災害対策の動き、またこども家庭庁の創設などこども関係施策の推進などが、国・社会の動向として大きなところということで挙げさせていただいております。

これら現行計画、実態調査、国・社会の動向を踏まえて、右下「次期３期計画について」として、第３期計画策定のポイントということで書かせていただいております。現行の第２期計画の大きな枠組みは踏襲し、障がい・高齢の計画と揃えて引き続き３年間の計画といたします。

内容としては、策定のポイントということでいくつか挙げておりますが、大きな項目として改正後の社会福祉法による市町村の努力義務である「包括的な支援体制の整備」にかかる本市での実施状況を整理、また併せまして、この整備手法の一つとなっております「重層的支援体制整備事業」で示されている３つの要素について本市状況を確認していけるような構成としたいと考えております。

その他章立ての整理など、必要な修正や整理などを行ってまいります。

こういった内容につきまして、一番下段に「次期計画策定スケジュール」とありますとおり、６月から１１月頃にかけて「計画策定・推進部会」、「地域福祉専門分科会」にお諮りし、ご協力をいただきながら、年末年

始にはパブリック・コメントを実施していきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

続きまして、社会福祉施設・法人選考専門分科会の開催状況について、大谷課長お願いします。

事務局（大谷福祉局総務部法人監理担当課長）

福祉局総務部法人監理担当課長の大谷でございます。

私の方からは社会福祉施設・法人選考専門分科会につきましてご説明させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

資料1の5ページをご覧ください。

社会福祉施設・法人選考専門分科会でございますが、概要といたしまして、審査の事項につきましては、社会福祉施設の設立、合併、解散等に関する事項、社会福祉法人が第二種社会福祉事業を実施するに伴って行う施設整備に関する事項、社会福祉法人が施設経営による第二種社会福祉事業を実施するに伴って行う施設整備に関する事項、その他福祉局長が必要と認めるものとなっております。

具体的には、その下の米印に記載しております、本市域内におきまして、社会福祉法人が特別養護老人ホーム等の第一種社会福祉事業や、第二種社会福祉事業等を実施するため、新築、建替、増改築等の施設整備を行う場合において、その整備計画、事業計画の妥当性と、法人運営の適正性について、審議・審査をお願いしております。

今年度の開催状況でございますが、令和4年7月29日、10月24日、12月12日、令和5年3月14日の4回開催いたしました。

審議内容といたしましては、7月29日の第1回には、社会福祉法人の設立及び保育所の創設案件が1件。乳児院の建替案件が1件、10月24日の第2回には、福祉型障害児入所施設の建替案件が2件。福祉型障害者支援施設の大規模修繕の案件が1件。12月12日の第3回には社会福祉法人を吸収合併する案件が1件と、地域小規模児童養護施設の増築を伴う案件が1件。3月14日の第4回には特別養護老人ホームの創設に係る案件が1件、につきましてご審議を行っていただきました。

いずれの案件につきましても、審議の結果、適格という結果となっております。

私からの説明は以上でございます。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

では報告事項1につきまして、事務局からの説明は以上となります。

委員長よろしくお願いいたします。

白澤委員長

ありがとうございました。

障がい・高齢・地域・民生委員・社会福祉法人に関して委員会についての報告をいただいた訳ですが、何かご質問・ご意見ございませんでしょうか。

それでは私から1点、これコメントみたいなものですが。

いろんな計画を聞いていてですね、福祉局を超えた問題が随分関わっているなというのが、近年の問題ではないのかな。例えば、障がい者計画では医療的ケア児の問題が出てましたが、これはおそらく学校や医療も一緒に携わらないと問題の解決ができない。或いは先ほどヤングケアラーが地域福祉計画の中に出てましたが、当然こども青少年局の議論やそういう部分とも関係してくるということで、今までは何か要するに自分たちの領域の計画で済んでいたのが、他領域と関わらないと解決できない問題が随分出てきているんだろうと思います。

そういう意味で、各計画っていうのは、各セクションだけでやるのではなく横断的に職員が関わって対応していかないとうまくできない。そんな感じがしたんです。

何かご意見ありましたら言っていただけたらということですが、いかかでしょうか。

岡田委員長代理

今高齢分科会でかなり議論しておりますけれども、非常に気になっている点がこのいただいている資料1、別紙2の第9期のところで、介護人材確保及び介護保険制度の持続可能性、財源の議論でよく持続可能というのだと思うわけですがやはり人材確保というところでは、常に人材不足の中で、介護保険が運用されていたり福祉制度が運用されているということもありますし、そうこうしてるうちに職員の高齢化も始まってるとかなりこれは深刻になりつつあって、介護支援専門員なども、平均年齢もかなり高く40代を超えていると。マジョリティが40、50代になって来ていると。そうすると10年もするとどうなるのか。第9期であればいいんですが第10期、第11期になると、職員の確保もできなくなってくるような時代が入ってくるとともに、今、少子高齢化の中で、職員を確保できない、或いはいろんな業種が確保したいということになって、非常にその人材を確保するのが難しい時代に数年後には入ってくるのではないかと。

そういった意味では、大阪市としても国に働きかけをしながら、人材確保の戦略を立てていかないと、制度はあるけど人がいないために制度が利用できないというようなことになりかねないので、制度の持続性という観点から考えて、人材確保というのは緊急の課題かなと思います。

白澤委員長

はい。どうもありがとうございます。

何か、事務局の方でレスポンスございますか。

事務局（寺田こども青少年局企画部企画課長）

こども青少年局の企画課長寺田でございます。

私の方から、先ほどちょっとヤングケアラーのことが出ておりましたので、ヤングケアラーの支援プロジェクトチーム会議の事務局を担当しておりますので、ご報告だけさせていただきます。

ヤングケアラーの支援につきましては、こども青少年局と福祉局、教育委員会事務局及び区役所で、山本副市長をリーダーとしたプロジェクトチーム会議を、令和3年5月から開催しており、中学生の実態調査や支援策の

検討を進めて参っております。この間、計画で今年度実態調査をする際に、高齢・障がいの部門と連携させていただきまして、ヤングケアラーの視点を調査項目として入れていただいているというような形で、施策の連携と、各部署間連携については、ヤングケアラーのところでは進めております。

以上でございます。

白澤委員長

はい。ありがとうございました。

ほかどうでしょうか。

事務局（福原福祉局障がい者施策部障がい支援課長）

福祉局障がい支援課長の福原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

白澤先生、貴重なご意見ありがとうございました。

先ほど医療的ケア児の支援のことにつきまして触れていただきましたので、医療的ケア児の支援にかかる部分につきまして、大阪市の取り組みの状況につきまして少しご報告させていただきたいと存じます。

大阪市の方では、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律ということで、令和3年6月11日に成立いたしましたして、同年6月18日に公布されて今法施行が進んでいるといったところでございます。本市におきましては、法律のほうでも求められております国・地方公共団体の責務、あと保育所の設置者や学校の設置者等の責務というところで、まさに福祉だけではなくて、学校現場、教育現場、保育現場や医療との関係というところの連携について求められているところでございます。その中でですね、私どもといたしましては、庁内の方で大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議ということで、福祉局のみならず、こども青少年局の保育の担当でありますとか、放課後児童クラブの担当、あと、健康局の方でも実施しております小児慢性特定疾病の事業の担当とか、重症心身障がい児の医療コーディネート事業を担当してる部署、教育委員会事務局とも情報連携をさせていただきながら、横の繋がりを持ってですね、横断的にそれぞれが役割を担って、協力し合いながら、施策を推進していくよう、議論を進めているところでございます。簡単ですけども、以上でございます。

白澤委員長

ありがとうございます。

計画についても、このような形でいろんな局が連携しながら計画を立てていただければありがたい。

他にございますか。

藤井委員

最初に会長がご指摘、コメントされたことを、今回提出されている計画の中で言いますと、多分包括的な支援体制ということになりますから、地域福祉計画の中で、どれだけそれが実現できるのかっていうのはこれ、かなり最大の課題であるかなと。それとともに、実はこの本庁体制の総合化だけじゃなくて、一番の眼目は区の中における総合化であって、それは区の地域福祉計画の質に関わってきます。多分過去の福祉、地域福祉ビジョンっていう計画は、かなり住民参加の部分だけをかなり強調して立てられたものから、現在の区の地域福祉計画が後

でその総合相談のことが出てきますけれども、そういう施策の分野横断的な連携を、そういう中で書けているかどうかと言うことが次、次の質の問題として、かなり問われてくるという、ちょっとそういうところが、今会長がコメントいただいたところの、多分、地域福祉の課題だと思います。

白澤委員長

ありがとうございます。

地域福祉専門分科会の会長で今計画を作っていただいている。ということの中での議論とも大変関係していて、今のご意見は、大変なテーマは、市レベルでできても各区に落とした時にそういうものがどうできるのかということが、地域福祉ビジョンというのは区が作っているけれど、その各区がやっている計画っての、我々地域の人達がどう関わっていくのかを中心にした計画の中身、そういう専門職がどう関わっていくのかまで少し踏み込んだ議論に少し方向転換しないといかんのじゃないか、そんなご意見かなと思いました、よろしいでしょうか。そういう部分をぜひ、今回地域福祉計画の説明があったんですが、それとあわせて、地域福祉ビジョンっていう各区の、実はここがメインだと。区の計画がメインで、それをサポートするために市の計画があるっていう発想ですから。そこにも、行政としてのサポートが必要なんじゃないかと、こんなお話かと思います。事務局の方もよろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

ご質問ご意見。はいどうぞ。

森脇委員

産経新聞厚生文化事業団の森脇と申します。

資料1の別紙1に目標年度を令和5年度とした「障がい福祉計画」の欄があり、その中に施設入所者の地域移行という項目があります。昨年、国連から勧告を受けたこともあって、国は施設入所者を5%以上減らす新たな大きな目標を掲げているということが発表されました。大阪市としては、施設入所者をどれぐらい今後減らしていくかという数値目標を立てていらっしゃるのでしょうか。さらにそれを実現するためにはどういうことをしようとなさっているのでしょうか。

いろいろアンケートを調べてみると、地域移行できる施設入所者はすでに入所施設から出て地域移行しているという結果が出ています。今でも残っている施設入所者の方たちは、地域移行が非常に困難な人たちというのが現状です。そういう中でどうやってこれから進めていこうとされているのかお聞きしたい。

白澤委員長

障がい者の地域移行の目標は立てているのか、或いは今後どういうふうにして地域移行を進めていこうとしているのか。いかかでしょうか。

事務局（八木福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

福祉局障がい福祉課長の八木でございます。ご質問いただいた件につきましてお答えいたします。

現行計画を策定する時の目標につきましては、国の基本指針を踏まえ、それに沿った形で数値目標を定めております。現行計画は、国から 5%の話が出る前のものでございますので、入所者の 1.6%以上削減という国の基本指針に基づきまして目標を定め、それに向けて取り組んでいるところです。現行計画の期間で言いますと、入所者数 21 人の削減ということでございますので、現在のところ、それは達成できる状況になってきているところです。ご指摘のありました 5%の削減につきましては、おっしゃっていただいた通り、入所施設から地域移行できる方の多くは既に地域移行されており、5%を減らすのは難しいのではないかという意見についても大阪府において議論されていると聞いております。今後、国の基本指針と大阪府の基本方針を踏まえまして大阪市の方でも検討してまいることとなります。次期計画の内容をどうするかにつきましては、令和 5 年度に、大阪市障がい者施策推進協議会の中で議論いただくことになっておりますので、具体的な目標につきましては現時点では定めておりません。ただ、そのような周辺状況等を踏まえながら、どのように地域移行をしっかりと進めていくのかを検討していくことが大切だと考えております。以上です。

白澤委員長

地域移行は非常に大きなテーマですから、ぜひ、それを受けるためにはどのような施策をやっていくのかということにも目配りををしていただければ大変ありがたいと思います。

他にございませんでしょうか。

ないようでしたら、次の議題に移らせていただきます。

報告事項 2 は、先ほど藤井委員からも出ておりました、総合的な相談支援体制の充実事業についてということですが、資料 2 をご覧いただきまして、ご説明をお願いしたいんですが、この事業っていうのは、大阪市内全区でこの総合的な相談支援体制ってのは、始まって今年で 4 年目を迎えるわけです。その中で、地域福祉専門分科会で審議を重ねていただいたわけではありますが、先ほどのように、いろんなセクションが関連している。ダブルケアであるとか、或いは、医療ケアの話もそうだと思いますし、或いは、ヤングケアラーもそうだと思うんですが、そういう法的な問題に対して、昨年も総合的な相談支援体制について説明いただいたんですが、本日は昨年度に引き続きまして本取り組み状況について事務局より報告をいただきたいと思います。

では事務局から説明をお願いします。

事務局（伊藤福祉局生活福祉部地域福祉課長）

福祉局生活福祉部地域福祉課長の伊藤でございます。

私から今ご案内いただいた通り、令和 4 年度の総合的な相談支援体制の充実事業の活動状況につきましてご説明をさせていただきたいと思います。資料の最後のページですね。10 ページと 11 ページをご覧ください。

先ほど白澤委員長からもご案内ございましたが、昨年度のこの社会福祉審議会の総会でも、報告をさせていただいたところでございます。10 ページ 11 ページはその際の資料の抜粋となっております。

まず 10 ページのところの総合的な相談支援体制の充実事業の実施する背景というところで、やはり大阪市内で少子高齢化の進行ですとか、労働形態や地域社会の変化等がありまして、福祉課題が複雑化、多様化、深刻化している中で、様々な関係機関や様々な分野・地域が連携していくことが必要であろうということで、平成 23 年

にこの社会福祉審議会総会の方よりご提言をいただいたところでございます。その後、本市内部の相談支援体制のあり方検討プロジェクトチーム等を経まして、総合的な相談支援体制の充実事業といたしまして、11 ページに図を示しておりますけれども、こういった複合的な課題を抱えた要援護者を支援する仕組みの構築というのをし
てまいったところでございます。11 ページの下に図でお示ししているんですが、様々な複合的な課題を抱えた要
援護者について包括ですとか障がい者基幹相談支援センター、そしてこどもの相談機関・専門機関など、様々な
相談支援機関がキャッチされている、また、みずから相談できないような要援護者につきましても、地域で活動
しております見守り相談室のCSW等がキャッチしていただいている。そういった、様々な課題を抱えている方、
世帯でなかなかそれぞれの相談支援機関等では対応が難しいようなものについて、右側ですけれども区保健福祉
センターが中心となって、連携して取り組んでいこうというような連携に着目した仕組みでございます。右の絵
の中に、総合的な相談支援体制の充実事業の取り組みについて書かせていただいているんですけれども、2つ書
かせていただいておりますが、まず複合的な課題を抱えた人や世帯を支援する取り組みといたしまして、庁内連
携体制の構築と、それからもう一つのつながる場というふうに呼んでおりますけれども、関係機関等が一堂に会
して、支援の方針等や役割分担について話し合うような場を開催する。そしてもう一つ、相談支援機関、地域、
行政等の連携促進に向けた取り組みということで、こういった関係機関が連携するためには、そもそも相談支援
機関や関係者同士が顔の見える関係信頼できるような関係性を作っていかなければならないということで、連携
促進に向けたツールの開発ですとか、研修会の開催等に取り組んでいくというふうにしているところでござい
ます。

資料の2 ページに戻っていただけますでしょうか。

白澤委員長からもご案内がありました通り、この事業については、令和元年度から24区で、事業展開し始め
たところでございまして、まず令和元年度から始めて、令和4年度、4年目を迎えたところでございますけれども、その
前の3年間を経てですね、様々な課題ということで、継続的なケースが増えてきたりですとか、それからどんど
ん新たな課題も出てきている、先ほど発言がありましたヤングケアラーですとか、社会的な孤立ですとか、そう
いった中で、ここに、この2 ページに書かせていただいている通り、令和4年度からは24区に福祉専門職のつ
ながる体制推進員を配置して、この事業についての体制強化を図って参ったところでございます。

そのつながる体制推進員を中心にしっかりと各区の中でもそういった課題を受けとめて、区役所の職員と連携
して、総合的な相談支援体制の充実事業の取り組みを進めているところでございます。

また福祉局の方ではそういったつながる体制推進員の研修等を実施しまして、分野を超えた協議会の促進です
とか、各区の好事例の共有等を図っているところでございます。

具体的な活動としまして、各区での活動ですけれどもこの2 ページの下にありますように、庁内外の連携体制
の構築を進めていくということでつながる活動ということでお示しさせていただいているんですけれども、各相
談支援機関へのこの事業の周知ですとか、それから右側に行っていただいて、例えばその各包括支援センターの
運営協議会や自立支援協議会等に、連絡会等に参加して、顔の見える関係を作っていく。

また、左下にありますように、支援調整会議や生活困窮者の支援会議等の個別事例の検討会議にも積極的に参
画をさせていただいている。そういったところでございます。

それから、次に3 ページをご覧ください。

連携促進のために、ツールづくりということで、いくつか例を示させていただいております。

こういった相談支援機関ですとか、庁外の関係機関等での連携を進めていくために、例えばその事例確認シートを共同で作ったりですとか、夢ちゃんワンチームということで書いてますけれどもそういうチームを作って、何かツールですとか検討したりとかそういったことで、顔の見える関係を作るなどの取り組みを進めていただいているところでございます。

それから次のページ、連携促進のために様々な共同での研修の実施というのにも取り組んでいただいております。こちらは、各区の実情に応じまして、様々なテーマを決めて、庁内外で連携をしたり、また写真で出ているのは区をこえて3区で合同研修をしたりとか、そういったことで連携を深めていただいております。研修テーマとしては、先ほどお話のあったヤングケアラーについてつながる場におけるヤングケアラー支援についてということでテーマを決めて研修をされたり、障がい福祉と介護保険つながる学習会ということで、分野をこえた関係機関が集まって、それぞれの制度について勉強するような場を設けたりといったことをしていただいております。

それから次5ページをご覧ください。実際の相談対応ですとか、つながるの場の開催の状況でございます。

グラフの方には相談件数の比較とつながる場の開催数ということでお示しさせていただきます。

令和3年度と令和4年度を並べて比較できるように4月から1月ということで切って比較をさせていただいているところですが、つながる体制推進員、総合的な相談支援体制の充実事業の各区へのその後相談の件数というのも、グラフにある通り、令和3年度191件から令和4年度は307件ということで、大きく伸びているところでございます。つながる場開催数については、令和3年度112件から令和4年度120件ということになっております。特にその相談件数が1.61倍ということで大きく増加しているというところが、大切なことだと思っております。何かそういった難しいケース等があったときに、まず相談が来るような状況になるということが重要ではないかと考えているところでございます。右の表には、実際につながる場で扱われた課題の多いものを順にお示しをさせていただいております。では4年度の1月までの数字と、それから令和3年度、数字を示させていただきます。

多いのが、精神障害、経済的困窮、病気・けがという課題が多いんですけれども、令和3年度と令和4年度を比べますと、例えば真ん中ほどにあります孤立ですとか、ひきこもり、また下の方にあります借金・多重債務、ゴミ屋敷の課題を含むような事例が増加しているところでございます。

次のページをご覧ください。総合的な相談支援体制の充実事業が4年目を迎えておりまして、こういった相談支援機関の方たち、関係機関に定着しているのかというところで、アンケートを実施しているところでございます。まだ速報値ですけれども、ご報告させていただきます。令和4年11月から令和5年1月にかけて、右の表にございますように、地域包括支援センターをはじめとした、この部分の相談支援機関、301機関に対してアンケートを実施しております。回答率については97.7%ということで非常に多くの相談支援機関にご協力いただいたところでございます。

7ページをご覧ください。まず総合的な相談支援体制の充実事業を知っているかということを聞いた項目になります。グラフに4本線がありますけれども、一番上が令和元年度で一番下が令和4年度、今年度お伺いしている結果になっておりまして、青い部分が答えていただいた部分でございます。「はい」と答えた割合が86.8%ということで、事業開始からどんどん伸びてきているところで、事業認知度も9割近くまできているところでございます。またその下ですね、つながる体制推進を知っていますかという質問なんですけれども、こちら75.2%と

ということで、令和4年度に配置したばかりですけれども、さまざまな連携を通じてですね、かなり知っていただいているという割合が多くなっております。

次のページをご覧ください。各相談支援機関につながる場に参加したことがあるかどうかを聞いた質問になります。こちらの上から令和元年度から令和4年度までを載せているところで、「はい」と答えているところが概ねもう5割までできているところがございます。またその下に参加回数を聞いた項目もあるんですけれども、実際に参加した相談支援機関の中で何回参加したのかというふうに見ますと、1機関あたりの参加回数は令和4年度は1機関当たり概ね2.83回ということで、令和3年度から比べると微増しているという状況でございます。

次のページを見ていただきたいんですけれども。そういった総合的な相談支援体制の充実事業全体による変化ということで、様々な項目を聞いているんですけれども、一貫して概ね上昇傾向にあるもの。それぞれの質問項目について、左側の令和元年度で右が令和4年度ということで、縦にグラフを並べているんですけれども。まず一番左側の質問項目で、関係機関で顔が見える関係ができ、連携がしやすくなったとお答えしていただいている相談支援機関が、右肩上がりに順調に増えていっているところがございます。現在は44.5%ということになっています。また、右の方ですね、この四角の囲みで囲っておりますけれども、他機関の役割についての理解が深まったというところも概ね上昇傾向にありまして、こちらも今は32.0%ということになっています。複数回答ですので、様々なところにチェック入れていただいている部分もあるんですけれども、こういった連携を深めていくという意味での効果が出てきているのかなというふうに考えております。今後もこの総合的な相談支援体制の充実事業を進めていきまして、様々な関係機関、地域行政が連携を深めまして、課題を抱える市民の方世帯の方が必要な支援につながるように、引き続き取り組みを進めてまいりたいと思っております。説明については以上です。

どうぞよろしくお願いいたします。

白澤委員長

はい。どうもありがとうございました。

昨年度に引き続いて総合的な相談支援体制の事業についてのご説明をいただいたわけですが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。先ほどの議論と続いている部分もあるんだらうと思いますが、いかがでしょうか。

小山委員

状況がわかってないので、わかりきったことを聞いたりするかもしれません。感想的なことです。

一つは、このつながるというキーワードは大賛成です。そしてそういうつながる体制相談員をつくられた、いろいろつながれているという、専門機関等が繋がっているというという点は評価します。

それで今後に向けて言えばその相談員さん自身からいろいろと困ってることであったりとか、現場の人が困っているみたいなことがあると思いますので、ぜひその辺、聞いていただけたらなあと思います。

あと次のステップですけれど、つながる場がいっぱいできましたというのは、目的ではなく、手段的なものなんだらうと。例えば、精神障害（疑い含む）が80、ひきこもりが25という数字があります。そのつながったそのアウトカムで、結果として例えば、ここに今どうしようとは言いませんけれど、そのひきこもりについて、その精神障害（疑い含む）について、現場が困られてつながる場が開催できたら、これ自身は評価できるんです

けれど、開催した結果、何も結果が変わってないのではれば意味が無いわけで、極端に言えば、そのことで孤独死が、ひきこもりがどのように状況が解決していったのか、そういうことまで、今後ですけれど、アウトカムと
いうか、こういうつながりの場を設けた結果、簡単には繋がらないのはわかってるんですけどね。でもやっぱり
結果というものを軸にした時、一定のいわゆるつながれて安心できましたというふうな、そんな感想だけじゃな
くって、事実としての変化が見られるということもしていただければ、よりこの事業にお金をかける価値がある
というのが、証明できるんじゃないか、そんなのを今後知りたいなというふうに思いました。感想です。どうも
ありがとうございます。

白澤委員長

要するに今の話って、どういう仕組みを作って、どういうふうに会議の運営をうまくできてきたか、プロセス
を含めてご説明いただいたんですが、そういう中で目的っていうのは、こういう複合的な問題を持っている人た
ちの問題が解決できるっていう、それは今、小山委員の発言だと思う。そういうアウトカムの整理はなにか行
われているのでしょうか？

事務局（伊藤福祉局生活福祉部地域福祉課長）

ありがとうございます。

アウトカムの整備というところで今ちょっとすぐにお示しできるところまではまだ至ってないというところ
でございます。今、いただいたご意見も踏まえまして、また皆様にお示しできるような、具体的にお示しでき
るようなものっていうのも我々としても検討して参りたいというふうに思っております。どうもありがとうございます。

また1点目に、ご意見としていただきました、相談員、支援員同士の悩みや困りごとといったところなんです
けれども、我々もそこは重要というふうに思っておりまして、グループワーク的な時間を研修の中で取り入れた
りとか、そういったことを行っています。コロナの中で、なかなか十分でなかったところもあるかと思うんです
けれども、引き続きそういったことについては要望を聞いて進めていきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

白澤委員長

はい。それでは永岡委員どうぞ。

永岡委員

これは先ほどの計画にも関連しますけれども、もう当然、十分揉んだ上で考えておられると思うんですけども、
教育とか医療の問題は出てくるんですけども、やはり、雇用の問題、雇用政策との関係、それから居住政策です
ね、住宅の問題。そういう雇用の支援、就労支援との関連や、それから、ごみ屋敷問題の場合もそうですけども、
住宅に関わる居住環境の支援は、生活の中で住まいを維持してゆくための支援、補助、そういう関係の機関との
連携協働というところが、全体の仕組みの中に入れて総合的にやれるといいなと思いました。

もう一つは、コロナ感染からのこの間の取り組み、推移はご説明でよくわかりましたけれども、コロナ以前の

状況と比べた場合に、この数年の動きはどう違っているのか、前との比較もできれば、項目は違うと思うんですけども、何か比較できるものがあれば、問題がはっきりしていいのではないかと考えています。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございました。

ひとつは、なかなか難しいのかもしれませんが、連携の範囲というのがもう少し、例えば雇用問題とか、あるいはその永岡委員が雇用の問題とか、もうひとつなにかおっしゃっていましたが、そういうようなもうすこし広く連携するというようなことについては、どうなのかっていうので、特に地域福祉の方で答えいただければいいと思うんですが。それが1点。

で、2点目はなんか誰にお答えいただいたらいいかわからないんですが、こういう計画ってことが話のベースですから、コロナ禍っていうような問題を計画の中で評価をし、進めていくのか、このあたりについてなにか事務局サイドで考えているところがあればお話ししていただければ。

事務局（伊藤福祉局生活福祉部地域福祉課長）

引き続き、地域福祉課の伊藤です。ありがとうございます。

雇用とか就労ですとか、また居住支援とか、そういったところでご意見いただいたかと思っております。具体的に例えば居住支援法人さんが入っておられたとかそういったデータは今ちょっと手元にはないんですけども、様々な関係機関が関わっていただくということで、福祉の関係機関でも、生活困窮者の自立相談支援機関とかでしたら、もともと就労や居住支援の法人と関わっておられたり、また障がいの方でも就労関係の支援をされていたりとか、そういったところがあるかと思います。そういったところを通じて連携をさせていただいたり、また個別の具体的な方針でも必要な場合につながっていけるようになっていくということで、これからは様々なところと連携していくことを進めて参りたいと思います。

あともう一つ、コロナ禍ということで、コロナ以前との状況がどうかというところなんですけれども、この事業が、ちょうど令和元年度から24区展開を始めて、令和2年度になりましたら、コロナの大きな影響を受け始めたということで、今、すいません、ちょっと令和元年度の数字がすぐ手元にはないんですけども、もしかしたらこの事業という意味で見ると、大きな変化というところは、なかなかちょっとすぐにお示しはできないかもしれないです。

またコロナの状況ということで、大きくその相談件数がすごく減ってるとかつながる場の開催件数がすごく減ってるっていうところは把握はしていないところです。以上です。

白澤委員長

コロナはね、なかなかこう見えない問題があるんですが、例えば今、高齢者虐待って、コロナで減ってる。家族の中にも非常に緊張関係で、海外では虐待は増えていると言ってるのに、なぜ日本は減っているのか、大変おかしい。実は、家庭内の虐待ってケアマネージャーが発見をしている。ケアマネージャーは今コロナで電話対応をやっている。私はそういういろんな要素があって、やっぱりコロナの影響ってどんなものがあつたのかっていうことを、何か地域福祉だけじゃなくって高齢者の計画でも、或いは障がい者の計画においても、ちょっと慎重

にやらなければならない課題というのを持っているんじゃないかな。なんか、表面上は虐待減ったみたいな。いや実際はおそらく虐待は増えてるんだろう。家族の緊張感とか、そんなことを考えると。ぜひそんなことを考えていただければ。計画の中で考えていただくとありがたいなというふうに思います。

事務局（伊藤福祉局生活福祉部地域福祉課長）

ありがとうございます。先ほどすいません。お答えが漏れて申し訳ないです。

地域福祉基本計画の方の実態調査の中でも、コロナの中でご自身が持つて困りごとですとか、悩みごとについてお伺いしているんですけども、それにプラスして、コロナ禍で、じゃあその困りごとや悩み事の中で、このコロナの状況で増えた困りごととか悩み事はありますかというのを聞いております。あと地域で様々な相談を聞いていただいている民生委員の方などにも同じようにコロナで増えた相談事は何かとあっていうそういった質問をさせていただいてるところです。また計画を策定していく中でですね、そういった結果も踏まえながら、計画策定について、分科会や部会の方でもご審議ご意見をいただきたいというふうに考えております。以上です。ありがとうございます。

白澤委員長

はい。次どうぞ。

藤井委員

今回のご報告について、4年間ということで大変よくされていると思います。着実に実態を作っていわれていますけども。ただ今日の小山委員とかですね、意見が次の段階じゃどうするのかってところがまた次の計画のところのかなりテーマになって、その中の一つは、どこまでの支援をするのかという、ここがないから、幾らやってもその評価がいいか悪いかという評価が出てこない。この面ではですね、要は福祉法の中では、さっきの分野横断的な福祉の連携と教育、就労、居住、最低ここらあたりまでの、要するにもう一つはだから福祉分野、世帯をちゃんと見えているか。この辺りの評価軸をとりあえずは設定をして、その質のもののケース検討がちゃんとできているのかどうかということがすごく必要で。そういうことをちゃんとやっていくと、実は区の中の庁内の行政機構であるとか、委託先も福祉分野内の連携みたいなことは、もう他市では包括的支援体制の中で、もうそういう改革までいくわけですね。ただ、この事業はまだそこまでのことではないので、次期計画にいつ、その段階のものを提示するのかってというのはその事業の大きな課題だと思います。

白澤委員長

はい。どうもありがとうございました。先ほどのアウトカムの話。こういうことでございますが。

もう一題議題がございますので、また議題が終わりました関係機関があれば示させていただきたいというふうにさせていただきたいと思うんですが。

昨年の4月に児童福祉法の改正が行われたわけですが、これはこども青少年局だけではなくて、福祉局にも関係があるということでございますので、事務局からこの内容についてご説明を願いたい。

事務局（寺田こども青少年局企画部企画課長）

児童福祉法の改正につきましてご報告させていただきます。こども青少年局企画課の寺田と申します。座ってご説明させていただきます。

資料は一枚もので、児童福祉法等の一部を改正する法律の概要でございます。

改正の趣旨にも記載がありますとおり、これまで児童虐待防止のために様々な対策を講じてきておりますが、虐待による重篤な死亡事例が後を絶たず、また、令和2年度には、児童相談所の児童虐待相談対応件数が全国で20万件を超えるなど、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっております。

子育てに困難を抱える世帯が、これまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び教育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施、児童福祉及び母子保健に関し、包括的な支援を行うこども家庭センターの設置、子育て家庭への支援の充実等を内容とする児童福祉法の改正の法律が令和4年6月8日に成立し、一部を除き、令和6年4月1日が施行期日となっております。

改正の概要についてでございますが、大きく七つの柱立てになってございます。

まず一つ目、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充の①の部分ですが、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置や、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画、いわゆるサポートプランの作成、訪問による家事支援などの事業の新設、利用勧奨などとなっております。

こども家庭センターにつきましては、児童福祉と母子保健の機能を有する機関となっております。本市では各区役所の保健福祉センターの機能の一部がすでにそれに該当していると考えてございます。

また、新たに妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメントを担う統括支援員の配置や、合同ケース会議の開催、サポートプランを作成する必要があるため、区役所の人員体制の強化が必要となっておりますので、令和6年4月に向けて、人員確保の調整を行ったところでございます。

ただし、このこども家庭センターの設置運営に関するガイドラインやサポートプランの様式や対象者をどうするかなど詳細な部分については、令和4年度、国において調査研究を実施しており、令和5年度に示される予定と聞いております。

また、②番の訪問による家事支援としましては、本市では、令和5年度の新規事業といたしまして、子育てに対して不安や負担を抱えている要保護家庭等やヤングケアラーのいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣して家事・育児を支援する、家事・育児訪問支援事業を10月より実施して参ります。

次に、2番、一時保護所及び児童相談員による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上についてですが、①番では、一時保護所の設備運営基準を策定して、一時保護所の環境改善を図る必要がありますので、新たな設置運営基準の条例が必要になると考えておりますが、国が令和4年度で職員の配置基準等の調査研究を実施しており、令和5年夏頃に、これに関する政省令が発出予定と聞いておりますので、示され次第、対応を行って参ります。

なお、本市では、親子再統合事業、また、里親支援としまして、民間への事業委託による里親のリクルートや研修支援までを包括的に支援するフォスタリング業務はすでに実施しており、また令和8年度に向けて、現在4

ヶ所目の児童相談所として東部こども相談センターの設置を進めておるところでございますので、同様にフォスターリング業務の委託も進めて参る予定でございます。

②番の困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や家事、食事提供等の事業につきましては、予期せぬ妊娠に悩む妊婦が安心して安全に出産を迎えることができるよう、寄り添いながら相談にのる産前・産後母子支援事業を本市としては実施いたしております。

次に3番でございますが、大学等に就学している、自立援助ホームの入居者につきましては、20歳到達後から22歳の年度末まで、支援をしているということになってございますが、国としては、個別事情がある中で、年齢で一律に制限をしてしまうのはよくないというような当事者からの意見を踏まえて、都道府県が判断する時期まで利用可能としたものでございます。ただし、どのように措置の延長を活用するのか、判断基準をどうするか、などにつきましては、今後、国から示される予定と聞いてございます。

次に4番、児童の意見聴取等の仕組みの整備についてでございますが、児童相談所が一時保護や入所措置を行う際に、子どもの意見を聴取する仕組みについて構築するものですが、これにつきまして新しい手続きになりますので、令和4年度で、国で調査研究を実施しており、それを踏まえて、令和5年度に考え方が示されると聞いております。

次に5番、司法審査の導入についてですが、一時保護の判断の適正性や手続きの透明性の確保のため、裁判官が発布する一時保護所による司法審査を導入するものですが、これにつきましても、国では令和4年度に作業チーム等で内容を議論し、それを踏まえた、政省令などを準備するということになってございまして、一番下の施行期日のただし書きに記載がありますように、今後3年以内で政令で定める日となってございます。

6番、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上についてですが、子ども家庭福祉の現場に実務経験者向けの新たな認定資格を創設するものですが、現場で働きながら100時間程度の指定研修の受講や試験となるため、現場の意見を聞きながら、国が内容の方、ワーキング等で検討していくということになってございます。

本市では、こども相談センターが国から意見を聴取されておりますが、100時間の研修を現場で働きながら受けるというのは非常に厳しいものであるというような意見があると聞いております。

最後の7番、児童をわいせつ行為から守る環境の整備についてですが、保育士について、現行の資格の欠格期間や登録取消しの事由等につきまして、見直し案というのが出ておりますが、国では来年度、令和5年度で事務作業を確実・効率的に実施するための環境整備に関する調査研究を実施することになっていると聞いております。

以上でございます。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございました。児童福祉法等の改正につきましてご説明いただきました。何かご質問、ご意見等ございますか。いかがでしょうか。

まあ、新しく子ども家庭センターが各区に。大阪市の場合、各区にというお話でございますが、今は、全国で、子ども家庭庁の創設に関わりできてくるという。

こういう状況の中で、先ほど、地域福祉の中でも重層的支援体制整備事業の中では、子ども領域では子ども家庭センターの窓口として、大きく役割の方を果たして、他の機関との連携を果たしていくという、そういう状況

がまた生まれてくるわけでございます。

そういう意味で、今日はそのことも含めてお話をいただいたということかと思います。ほかにご質問ご意見ございませんでしょうか。はいどうぞ。

大橋委員

市会議長の橋です。すみません、もう時間が迫っていると思うんですけども、一点だけ、有識者の先生方もいらっしゃるの、また、理事者もいらっしゃると思うんですけども。

この令和4年度の総合的な相談支援体制の事業なんですけども、4年前に策定っていうことなんですけども、様々な案件、福祉、多様化しているっていう部分は重々承知してるんですけども、やはりその中で言葉が、どこのページを開いても、「地域」という言葉が絶対、出てまいります。で、4年前のですね、町会加入率数とですね、現在の大阪市の町会加入率数という数字が大きく乖離してきている。その中で、このコロナ禍の中で、地域事業がなかなかできていない地域とか、できている地域も多々、多様だと思うんですけども、その中でですね、今後それを見据えた上で、少子高齢化、あの先ほど冒頭にですね、岡田委員長代理も仰っていたような人材不足というものもありますけれども、やはりボランティアさんですね。

そちらの方も、人材不足というよりもなり手不足という発想もおありかと思うんですけども、その辺今後どう考えていくのかという部分で、どうやったら拾っていきけるかっていうふうな部分を、地域社協にばかり投げるんじゃないくて、大阪市がまずそれを、方針を示した上で、区が判断していくっていうふうなスタイルっていう部分も大事だと思うんですけどいかがでしょうか。

白澤委員長

これ、どうですかね。はい、それでは事務局。

事務局（三浦福祉局生活福祉部福祉活動支援担当課長）

福祉活動支援担当課長三浦でございます。ご意見の方ありがとうございます。

地域における活動の停滞というのはこのコロナ禍って大きな影響が出ていると思っております。

本市においては、そういった地域の活動を支援するために、見守りネットワーク強化事業というものをこの間実施してきておまして、地域の活動者の方に、コロナ禍においてもこういった形で地域住民同士がつながれるかっていうふうなことの、色んな工夫を、地域の方々に支援をしていくというふうなことを通じて、実施してきております。

地域においても色んなご負担をいただきながら、地域の住民同士の繋がりをどう作っていかうかっていうことを検討していただいております。そういった地域への支援については、区長のマネジメントも行っているところなんですけれども、福祉局としても、バックアップっていうことをしていきたいというふうに思っております。

また、福祉人材っていうことにも触れていただきまして、先ほど岡田委員からも人材不足の課題についてのご指摘もいただいたところでございます。そういった福祉人材の課題につきましても、専門職への支援という意味では研修情報センターにおける研修ですとか、あとは福祉人材の件につきましては、イメージがあまり良くない

ということもありますので、そういったイメージアップの取組み、また子どものころから福祉に親しんでいただいて、福祉の仕事を知っていただく、っていうことですか、また地域のそういった福祉活動ということを子どもの頃から知っていただく、そういったことで地域の活動にも興味を持っていただくっていうふうな取組みもこの間実施してまいったところです。また、福祉介護人材の現場の中では、人材、限られた人材の中でどうやって利用者のサービスを維持していくかっていう意味では業務効率化っていうふうな観点にもこの間取り組んでまいりました。

先ほど岡田委員からご指摘もいただきましたが、少子高齢化の中で現場も高齢化している。少子化っていうことでいきますと、福祉・介護分野以外でも、人材不足の課題っていうのは広がっているという意味では、なかなか人材不足の課題の解決っていうところも、引き続き厳しい状況が生じてくるかと思いますが、来年度におきましては、大阪府と広域的な連携というふうな形で、若者世代へのアプローチっていうことも、新たに実施してまいろうと思っていますところです。

そういったところを通じまして、引き続き現場のご意見もいただきながら、必要な取組みを実施してまいりたいと思っております。

すみません、ちょっと地域人材のお話と、福祉人材のお話をちょっと混ぜてお話させていただきました。申し訳ございません。よろしくお願いします。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございました。えっと、大変まあ、難しい問題だと思うのですが。少し、やはり発想変えなきゃならない時代を迎えているとは思うんですね、また、やはり何か民生委員とか協会に、全部おんぶにだっこで、地域づくりっていうのはやってきたわけですが、それだけではもうできない時代を迎えていると。そうするとやはり、例えばこういう変な話をしますが、今引きこもりの人って100万人いるわけですね。この人たちが非常にアクティブに動いてくれると随分大きな力にもなってくる。それはどのようなこと、発想を変えるっていうのは、もう少しこれだったらやれるっていう、したいこととか好きなこと。お願いすることではなくって、住民がしたいこととか好きなことに主眼を移した視点が大事になってきたんじゃないでしょうか。今まではやってくださいというお願いで来たんだけど。

住民がやりたいということをどう行政が見つけ出すのかっていう、あるいは行政だけじゃない、それは専門職が見つけ出すのかなっていうような、そういう発想を持たない限り地域づくりっていうのは、何か限界が来ているんでは。こういうふうに思いますが、この議論していると時間が尽きないので、またいろんなご意見ございましたら、事務局にですね、ご意見いただければと思いますが。

先ほど岡田委員の質問にも事務局が答えていただきましたので、ちょっと時間オーバーしておりますので、これで終わりたいと思いますが。あの、ご参加いただいている皆さん方から何かご意見、ご質問ございませんか。何かご提案ないでしょうか。

なければ、これで、審議会総会の方を終わらしていただきたいと思います。事務局にお返しをさせていただきます。ちょっと時間オーバーして申し訳ございません。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

白澤委員長、ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、また長時間にわたりご参加いただき、ありがとうございました。

本日は時間にも限りがありましたので、ご意見など、お気づきの点がございましたら、後日にでもメールやファックス等にてお知らせいただけましたら幸いです。

それでは、これもちまして、本日の社会福祉審議会 総会を終了させていただきます。

次回の総会は、令和5年度の開催を予定しております。

ウェブでご参加の皆さまは、ご退出いただきますようお願いいたします。ありがとうございました。